

1. 国税・地方税

(1) 法人税

①法人税率の引下げ

平成 28 年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成 30 年度には 29.74% となった。しかし、OECD 加盟国の平均は 23.52% であり、米国でも法人税が 35% から 21% へ引き下げられ、連邦実効税率が 27.98% となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和 3 年 10 月、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国を含む世界 136 カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を 15% とすることで合意しているものの、日本は未だに諸外国と比較して高い水準にあり、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD 加盟国の平均 (23.7%) 程度まで引下げるよう求める。

②課税ベースの拡大について

地域経済と雇用の 70% を支える中小企業の経営環境は、未だ極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

③中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和 9 年 3 月末まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については本則化することを求める。

また、昭和 56 年以来、課税所得 800 万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600 万円への大幅な引上げを求める。

④交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和 9 年 3 月までに開始する事業年度まで延長された。交際費は企業にとって事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍でダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に恒久化の上、交際費等から除外される飲食費の基準 (現行 1 万円) の緩和と交際費の全額損金化を求める。

⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

厳しい経営環境の中にある中小企業に対し、直近過去 1 年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去 3 年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

⑥役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

⑦特定同族会社の留保金課税の廃止

財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

⑧生産等設備投資促進税制の復活

「中小企業経営強化税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）まで延長された。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪くハードルが高いといえる。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

「中小企業投資促進税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）まで延長された。人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和8年3月末に期限を迎えることから、延長あるいは恒久化を求める。

あわせて償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引き上げることを求め、特に中小企業者については50万円未満に拡大する等、設備投資促進の観点から取得価額の引き上げ、ならびに取得合計額の上限撤廃（年間300万円）し、全額損金算入できるよう求める。

(2) 所得税

①所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

令和7年度の税制改正では「所得税の壁」の見直しがあったが、若い世代の所得向上や人手不足への対応の観点から、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しや、具体的な少子化対策については、社会保障制度も含め幅広い視点で議論すべきことが必要である。

税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直し

を求めてきた。法人会は、人手不足対策という経済対策にとどまらず、新しい価値観で、扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

②セルフメディケーション税制の改正

社会保障関係費の多くを占める医療費の削減を目的に施行されたが、医療費控除と比較すると利用者は少なく浸透が不十分であり、国民がメリットを感じにくいことが背景にある。制度対象の医薬品を拡大しつつ、マイナポータルによる購入データ自動取得を実現するなど、より多くの人が適切な税制優遇を受けられるよう求める。

(3) 資産税

①事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、さらに令和6年度税制改正で2年延長され、令和8年3月末までとなった。令和7年度税制改正により認定要件である「贈与の日までに役員就任から3年以上経過していること」が「贈与の直前において役員であること」に緩和され、実質的な適用期限が延長されたものの、特別承継計画の提出期限だけ延長され、適用期限は変わらず令和9年12月末のままであることから、特例措置の2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

③相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

④相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落している場合、思わぬ税負担を強いられることになる。災害等により一定の被害を受けた場合の価値の減少に関わらず、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。

円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は、事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

(4) 消費税

①軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

飲食・小売事業者ほど、煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）を一定の条件の下に恒久化するよう求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、中小企業者の間で価格転嫁の問題は、消費税に限らず、仕入価格や人件費の上昇も加わり顕在化している。

引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力・収益力に差があり、地価上昇が顕著な東京では重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から土地の評価基準を地価公示価格の7割から6割に引き下げ、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②償却資産の固定資産税の課税廃止

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。

また、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため、賦課期日（1月1日時点）を国税に合わせ各法人の事業年度末にするよう求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤地方税のクレジットカード納付における手数料削減

地方税納付においてキャッシュレス化を推進する中、クレジットカード納付に高額な手数料が設定されたままで、徴税コストの削減分が反映されていない。納税側が納得できるカード利用手数料の設定、あるいは無料化を強く求める。

⑥過度な地方法人課税の偏在是正措置の見直し

政府が進める自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが定着している。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、これ以上の「受益と負担の関係」の逸脱は認められず、是正するよう強く求める。

2. その他

(1) 創業企業にかかわる税制上の支援

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。

また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

ア 法人税の軽減

イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）

- ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止
- エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）
- オ エンジェル税制の拡充（※令和7年度税制改正で対象企業の投資額について同一年分の株式譲渡益から控除可）

（２）印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

（３）暗号資産の課税方式の改正

所得税法上、国内暗号資産取引所において暗号資産を売却した場合、総合課税となるが、これを株式の売却と同様、分離課税方式への改正を求める。若い経営者は、暗号資産に投資している者が多く、資金の海外流失を防ぎ国内経済を活性化させるためにも、国内取引上の暗号資産の課税方式を株式の課税方式と同一にするよう求める。

（４）税制の簡素化と税務コストの軽減

消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入、電子帳簿保存法の改正、令和6年度所得税の定額減税、相続税の評価をはじめ税制が複雑で事務負担等のコスト増大を招いている。中小企業の負担増は著しく、対応できない企業もある中で、中小企業の活性化のためにも税制を簡素化し、事務負担、税務コストの削減を求める。

（５）たばこ税の据え置き

身近な嗜好品であるたばこの税負担率は、消費税を含め63%を超えており、最も税負担率が高い物品の一つである。諸外国と比較して突出した税負担率ではないものの、将来、密造や密輸等の違法行為が生じないように、これ以上の負担率を増やさないように求める。

3. 災害復興

（１）支援体制の強化

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけではなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

（２）復興特別所得税

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その使途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税（基準所得税額に対し 2.1%）が恒久化（～2037 年末まで実施）することがないように求める。

4. 税制以外

（１）社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

社会保障・税に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するために必要不可欠な制度であり、今後は、「税と社会保障の一体改革の観点」からの国民の納得と理解を進める施策が求められる。

（２）大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つにマルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。中小企業庁に配置された取引調査員（下請Gメン）の増強に合わせ、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。

（３）税務手続等の利便性の向上

税務手続や社会保障に関する手続きの利便性を向上させるため、デジタル化を一層推進するとともに、省庁間の連携を更に強化し、納税者にとってより便利で使いやすい手続きの実現を求める。

（４）全法連アンケートへの要望

一般的に日本の国民は、納税意識や税務知識が低い。その理由として税制が複雑で、特に所得税や消費税の仕組み、税控除を理解している人が少ないことや、収めた税金がどのように活用されているかが十分に理解されないため、納税の意義を実感しづらいことなどが挙げられる。

また、学校教育において税の仕組みを学ぶ機会が限られており、社会に出た後でも税務知識を得る機会が少ないことも大きな要因となっており、結果的に税の公平性・公正性の欠如につながっている。

その改善に向けた質問を全法連アンケートに採用することを求める。

【事業報告附属明細書2】 令和7年度 単位会別会員数

会 名	令和8年3月末 稼働法人数	総会員数（賛助会員等含む）		年度間増減数	加入率 （％） 令和8年 3月31日	（参考） 会員増強表彰 における 年度間増減数 （※ 表彰換算数値）
		令和7年 4月1日	令和8年 3月31日			
麴 町	37,020	1,429	1,397	-32	3.8	-32.0
神 田	16,526	3,174	3,085	-89	18.7	-89.0
日 本 橋	8,080	2,601	2,523	-78	31.2	-77.0
京 橋	27,226	2,000	1,950	-50	7.2	-49.0
芝	12,256	2,630	2,557	-73	20.9	-76.0
四 谷	12,133	1,525	1,474	-51	12.1	-51.5
麻 布	14,040	1,800	1,807	7	12.9	-3.5
小 石 川	5,387	1,218	1,197	-21	22.2	-23.5
本 郷	7,135	1,109	1,057	-52	14.8	-52.5
上 野	7,983	2,596	2,563	-33	32.1	-37.5
浅 草	6,977	2,003	1,939	-64	27.8	-66.0
品 川	10,587	2,127	2,078	-49	19.6	-51.0
荏 原	4,130	1,070	1,053	-17	25.5	-19.5
大 森	7,733	1,360	1,337	-23	17.3	-25.0
雪 谷	5,813	905	859	-46	14.8	-45.0
蒲 田	8,771	2,717	2,678	-39	30.5	-42.0
世 田 谷	14,380	1,354	1,316	-38	9.2	-33.5
北 沢	9,442	1,555	1,519	-36	16.1	-33.0
玉 川	9,075	1,659	1,651	-8	18.2	-12.0
目 黒	9,530	2,158	2,026	-132	21.3	-134.0
渋 谷	30,023	5,456	5,343	-113	17.8	-113.5
新 宿	21,621	2,708	2,687	-21	12.4	-21.5
中 野	8,651	1,627	1,595	-32	18.4	-34.5
杉 並	5,984	1,534	1,415	-119	23.6	-105.5
荻 窪	2,673	1,873	1,885	12	70.5	6.0
板 橋	13,326	4,105	3,965	-140	29.8	-139.5
練 馬 東	8,645	2,029	1,956	-73	22.6	-72.5
練 馬 西	5,374	1,614	1,568	-46	29.2	-49.5
豊 島	16,379	3,137	3,132	-5	19.1	-18.0
王 子	9,226	2,345	2,285	-60	24.8	-69.5
荒 川	7,093	1,843	1,813	-30	25.6	-31.5
足 立	9,068	2,427	2,422	-5	26.7	-0.5
西 新 井	7,797	5,181	3,626	-1,555	46.5	-1,687.0
本 所	6,831	2,036	1,973	-63	28.9	-60.5
向 島	3,062	1,058	1,023	-35	33.4	-36.5
葛 飾	11,484	2,660	2,618	-42	22.8	-50.5
江戸川北	12,609	4,996	4,950	-46	39.3	-55.5
江戸川南	5,481	2,045	2,028	-17	37.0	-19.5
江 東 西	5,742	1,501	1,467	-34	25.5	-36.5
江 東 東	4,143	1,307	1,264	-43	30.5	-43.0
青 梅	6,505	2,546	2,528	-18	38.9	-24.5
八 王 子	9,187	2,801	2,748	-53	29.9	-53.0
日 野	7,046	1,611	1,329	-282	18.9	-280.0
町 田	8,149	2,072	2,019	-53	24.8	-22.0
立 川	9,630	3,113	2,992	-121	31.1	-120.0
東 村 山	12,436	2,497	2,455	-42	19.7	-42.0
武 蔵 野	10,117	2,525	2,452	-73	24.2	-135.5
武蔵府中	7,850	3,446	3,354	-92	42.7	-99.0
合 計	500,356	109,083	104,958	-4,125	21.0	-4,367.5

※「正会員以外の個人会員」数を0.5社に換算した会員増減数